

議会報告会質問・回答事項

・担当： 都市建設委員会

	テーマ	質問・意見	回答
1	周辺市街地活性化	<p>周辺市街地活性化のためには人が住めるように空家対策は大変重要。協議会でも取り組んでいるが、協議会だけでは無理。市がしっかり取り組んで欲しい。周辺市街地活性化と空家対策は分けて取り組むのではなく、一緒に取り組むべき課題。</p>	<p>周辺市街地活性化事業における空家対策の必要性についてのご意見、ありがとうございます。2つの事業は市の担当部署がそれぞれ分かれておりますが、一緒に取り組んでいけるように、議会からも働きかけて参りたいと考えます。</p>
2	周辺市街地活性化	<p>上郷活性化協議会は立ち上げ当初は2人しかいなかった。協議会で作成した上郷マップは、歴史や風土についても載せていて、学校の教室にも貼られ、英語の授業でも使われている。上郷小学校区全体の地図でR8の範囲より何倍も広いエリアを扱い、会員も20～70代までおり、60名まで増えた。さらに、他の活性化協議会ともつながっていて、人とのつながりが情報のつながりになっている。</p> <p>1/14に強盗事件が起きた。防犯カメラ設置についての補助金とか、笛やブザーの配布など、防犯対策の予算化を議会でも考えて欲しい。</p>	<p>上郷活性化協議会での取り組みについて、今後R8事業への意見として参考にさせていただきます。</p> <p>防犯対策について、議会でも議論していきたいと思います。</p>
3	周辺市街地活性化	<p>地区に畑を持っている。市街化区域と調整区域の線引きは昭和48年に行われ、それ以降、自分の持っている土地が有効に活用できなくなった。部落集落整備法というものがあり、調整区域でも宅地の整備や、必要な道路整備などができるようになっている。議会としてこういったことをしっかり追求して頂きたい。</p>	<p>ご意見として賜ります。調整区域での宅地や道路の整備等、議会としても調査、追求してまいります。身近な道路修繕等についてはそれぞれ議員が担当課との調整など、対応していきます。</p>
4	周辺市街地活性化	<p>周辺市街地活性化協議会の補助金申請に非常に手間がかかる。税金の使い方なので、書類が必要なのは理解するが、</p>	<p>周辺市街地活性化協議会を今後さらに盛り立てていくことは非常に重要だと考えており、ご意見を担当部署に伝えていきます。</p>

		<p>もう少し何とかならないか。</p> <p>谷田部活性化協議会の活動拠点の整備にお金がかかり、撤退しないといけないというような状況にある。</p> <p>谷田部地区の庁舎跡地、その周辺の公共施設の再整備を市に要望している。議員のみなさんにも考えて頂きたい。</p>	<p>谷田部庁舎跡地を含めた公共施設についても、調査研究し、提言して参ります。</p>
5	周辺市街地活性化	<p>つくばに12年間住んでいるが、調整区域に住めない。上郷や小田など魅力的な所に住みたいと思っている。都内の多くの知人も興味を持っているのに、空き家バンクの登録が4件だけ、少なすぎるので、登録を増やして欲しい。</p>	<p>つくばに住みやすくなるように、空き家バンク制度について調査し、提言していきたいと思います。</p>
6	周辺市街地活性化	<p>栄活性化協議会は、会員登録は20人だが、動いているメンバーは10人いない。栄はかつての商店街の商店が片手以下、活性化は難しい。農業が盛んなので新鮮野菜の販売、野菜マルシェに力を入れている。区長も1年交代で、地域からは「好きな人がやってるんだろう」と思われており、人材不足で困っている。補助金を使うので、書類作成は重要だとわかるし、役所勤めなので書類作成は苦ではないが、休日返上で事務手続きをやっていて、申請書類作成はなかなか大変。</p>	<p>ご意見として賜ります。</p>
7	周辺市街地活性化	<p>筑波地区で統廃合になった小中学校の跡地や公共施設の跡地の利活用、陸上競技場建設、高エネ南側土地のその後の進捗状況を随時市民に報告して頂きたいが、いかがか？</p>	<p>いただいたご意見を参考に、市民への報告会の随時開催を執行部に求めてまいります。</p>
8	周辺市街地活性化	<p>谷田部活性化協議会として、これまで補助金を頂いてきた。R8は内閣府の地方創生補助金を活用していると聞いている。初年度（令和元年度）に400万円は直接事業費として地域活性化協議会に支出されたが、企画運営費の業務委託費2,400万円で総事業費は2,800万円。</p>	<p>コンサルティング会社への業務委託費は、令和4年度は1,900万円、令和3年度1,332万円、令和2年度が1,030万円、令和元年度が1,320万円となっています。2,400万円というのはコンサル費用以外の別の事業が加わった金額と考えます。令和元年度は他の事業を足しこむと、周辺市街</p>

		<p>この事業費の直接・間接比率はどうか？</p> <p>国の地方創生の考えに合っているのか？私は、地域に魅力を持たせて定住人口を増やすことだと考えるが、EBPMとかKPI、この事業の指標はどうか。</p>	<p>地活性化事業全体で3,800万円です。</p> <p>定住人口という指標を含め、KPI について委員会としても議論していきます。</p>
9	高エネ南側土地	<p>土地の9割が倉庫、1割が防災となっていたが、身の丈にあった陸上競技場など、色々活用する方法がある。議会での議論が不十分なまま議決もしないで売ってしまい、つくば市に不利な契約になっているのではないか。もう1度、議会で議論して頂きたい。</p>	<p>当該土地については、総合運動公園計画が白紙撤回になってから、議長を除く議員全員を委員とした特別委員会を開催し、何度も議論をしています。土地売却については議会の議決事項でないため、議決しておりませんが、特別委員会から市長に土地利用についての提言を出しています。その内容は、この土地について「一括売却でなく、一部公共もしくは全部公共活用を検討すること」とし、さらに「市は、基本的な方向性に合致し、望ましい施設を可能な限り実現する利活用方策を検討すること。ただし、過大な公共投資を抑制しつつ、より良いまちづくりを実現するため、必要なインフラは整備しながら、産官学の連携のもと、地域資源を活用した商品やサービスの開発、マーケティング・ブランディングなどを手掛ける担い手の育成・発掘などより広く民間の資本を誘導することを望みたい。また、事業者を活用する場合には、広く国や県も含めた研究所用地を希望する事業者や民間事業所等を募り、その応募状況や利活用の内容・選定に当たっては。議会及び市民に十分に説明し、理解を図りながら進めるべきと考える。以上のことを念頭に入れ、今後の取組を推進願いたい。」としました。それぞれの議員の意見は、特別委員会の議事録に出ているので、ご覧頂きたいと思います。</p>
10	高エネ南側土地	<p>議会で議決もしないで決めたのは問題。今の市役所は議員に適切な情報を出</p>	<p>ご意見として賜ります。</p>

		<p>していない。この間、飯岡議員が議会で、公聴会でどんな意見が出たのか質問してもほとんど説明していない。議員が判断できるように情報提供するのが公務員の仕事。もし、情報が出てこなければ議員は求めに行くべき。一括売却しなくてもいろんなやり方があるので、止めて頂いて大丈夫です。</p>	
11	洞峰公園	<p>県が洞峰公園で急にグランピングで金を稼ごうという案を出してきて、市民は全然知らされてなかった。それは無いだろうという動きをしています。それで、県知事は、市がガチャガチャ言うなら市に渡すから、市が運営しろとテレビで言っている。今月中に結論を出さなければ工事を始めると言われている。こういうことを受けて、議員さんはどのように考えているのか。</p> <p>市の真ん中にある20haもの都市公園であり、都市公園の4つの目的に対して、今県がやろうとしているが合っているのか。</p>	<p>洞峰公園については、まだ市議会の議案になっていないため、公式な場での議員の議論は行っておりません。</p> <p>今後、市が運営することについて市議会として議論していかなければならないと思っています。</p>
12	都市計画	<p>活性化という目的で、区域指定や都市計画がなっていない。自分の所に利権を持ってくるようなことをやっている。そういうことをきちんと考えて頂きたい。</p>	<p>今後の活動の参考とさせていただきます。</p>
13		<p>活性化のために色々な取り組みを行っていることがわかり、今後、竹園高校としてもできることをお手伝いしたい。</p>	<p>ご意見として賜ります。</p>
14		<p>吉沼マルシェなど様々なイベントがあり、みなさん地元愛が強い。こういうことが私達にも伝わっていて、吉沼小、大穂小は地元愛が強い。ボランティアで参加している竹園ひろばの方達も地元愛を育てたいと思っている。R8に竹園まど、みんなが参加してつくば全体でやっていたらと思う。</p>	<p>ご意見として賜ります。</p>
15		<p>高校で地域活性化を研究した。守谷市</p>	<p>有意義な回となれたなら幸いです。</p>

		の“みずきの“は、駅から遠く不便な場所。空家問題や交通な不便な地域でタクシーやバスをどうしたら使いやすくなるかという研究をした。今日のこの回で色々な意見が聞けて勉強になりました。	
16	以下、アンケート	つくば市で行われている自転車実験は何を目的・目標として行っているのか	つくば市の公共交通を補完する移動手段として、サイクルステーション間を自由に移動できる有料サービスです。往復の利用はもちろん、片道のみ利用も可能で、まちなかの観光、通勤・通学、ショッピングなど利用方法はさまざまです。 実証実験期間は 2021 年 10 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日の 3 年間です。
17		R8 関連は別途話し合う機会を作った方が良い	ご意見として賜ります。今後、検討します。
18		空き家の問題：補助金制度を作ったのに利用がないのはなぜでしょうか。知らないのか、何か別の理由があるのか。	今後、調査・研究して参ります。
19		中心市街地の活性化のため、高エネ研南側の上地の一括売却はマイナスです。代案はあるので、立ち止まって考えていただきたい。詳細は 11/11 公聴会資料、意見案を担当者に求めてください。	高エネ南側土地については、これまで特別委員会で議論し、一括売却ではなく、一部公共利用、または全部公共活用という提言を市長に提出し、その後、市は議会提言を参考にした土地利用方針を定め、公募型プロポーザルにて 4 事業者から、グッドマンジャパンのデータセンター、物流倉庫、防災施設、アメニティ施設を整備する案に決定しました。土地利用に関しては、都市計画審査会が公聴会での意見を参考にして都市計画及び地区計画を変更し、県の承認を受けて公示した後、決定に至っており、手続きに不備はないと考えております。市が無償で借り受ける防災倉庫を含む防災施設については、今後、市とグッドマンジャパンにて協定を締結します。 今後もこれらの施設と周辺住民、市民が融和できる施設になるよう、議会として働きかけていきます。
20		つくば駅周辺はとてもきれいに整備	ご意見として賜ります。

		され、最先端な取り組みも行われていると思うので、その取り組みを周辺地域まで広がるといいと思います。	
21		空き家対策の補助事業について 活用しにくいのは、補助事業の対象が長く住むための建て替えのみだからだと考えました。永住してもらうのは難しくても、学生さんや若者に改装した空き家を安く貸し出すなど、違う方法も行うと良いと思います。	ご意見として賜ります。
22		上郷の市街地活性化協議会さんの作成したマップを拝見しました。とても詳しく魅力的に作られていましたが、まだ広く周知されていないのも課題だとお話しされていました。市の広報誌などで個々の地区が作った資料を集約し宣伝すると良いと思います。インスタグラムなどを作って宣伝し、インスタのQRコードなどを載せるなどの工夫をされるといいと思います。	ご意見として賜ります。
23		周辺市街地活性化に向けて様々なイベントを行なっているということを知りました。竹園高校もぜひイベントのお手伝いなどできることがあったら何でもしたいです。ぜひ協力させてください。 ありがとうございました。	今後、竹園高校を始め、各高校にも協力依頼を検討していきます。
24		周辺市街地活性化について、いくつか自分の考えを述べさせていただきます。この事業に関わっている地域の皆さんはきっと「地元愛」を育てることを目標に行なっていると思います。その点に関しては、R8の地域だけでなく竹園や研究学園にも活動してる団体があります。つくば市全体で「地元愛」を育められたら、人口の流出を抑えることができるのではと思いました。また、私の住んでいる地区の吉沼、大穂地区の小学生、中学	ご意見として賜ります。

		生は特に地元愛が強いと自信を持って言えます。それは地域との繋がりが強いからだと感じています。	
25		空き家バンクに掲載されている物件が少ない…。ので、なぜ空き家を持っている人が登録しないのか知りたい。市内には空き家めっちゃくちゃあるのに。	空家対策を進めていくための参考にさせていただきます。
26		周辺市街地の人たちと文化や歴史についてガイドをして欲しい。歴史が知りたい。そしたら市内、市外、県外の人も観光に呼び込める。	ご意見として賜ります。
27		空き家バンク補助金が少ない為、利用者が少ないのではないかな？	ご意見として賜ります。
28		UR 都市開発と市の関係を明らかにしてください。何かにつけて UR が関わっている。	<p>UR（独立行政法人都市再生機構）は、機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的としています。</p> <p>筑波研究学園都市建設法（昭和 45 年 5 月 19 日公布）で、筑波研究学園都市研究学園地区建設計画又は周辺開発地区整備計画に基づく事業は、国、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構その他の関係事業者が実施するものとする、と定められました。</p>